

「法人番号指定通知書」の見方

「送付先」の所在地は、

- ・設立登記法人の場合は、登記上の所在地
- ・設立登記のない法人及び人格のない社団等の場合は、税務署に提出している申告書・届出書に記載の所在地
- ・外国法人等で国内における事務所又は営業所を有する場合は、税務署に提出している申告書・届出書に記載された日本国内の主たる事務所若しくは営業所の所在地又は納税管理人の所在地になります。

オンラインで送信する通知書は、データファイルが原本であり、その通知書のデータファイルを印刷したものは原本ではないことを記載しています。

「法人番号指定年月日」には、法人番号を指定した年月日を記載しています。

「国税庁法人番号公表サイトの表記」には、国税庁法人番号公表サイトで公表する場合の表記を記載しています。

JIS 第3・第4水準や規格外の文字は、利用者が使用するパソコンで入力・表示できないなどの問題が生じることから、連絡された登記情報等の商号及び所在地をあらかじめ JIS 第1・第2水準に置き換えて「国税庁法人番号公表サイト」で表示させるため、例えば「法」の字は「法」に置換えしています。

なお、JIS 第1・第2水準に置換えできない文字については「_（アンダーバー）」に置換えしています。
(注) 人格のない社団等の基本3情報は、あらかじめ法人番号等の公表同意書に基づく代表者又は管理人の同意がない場合には公表されません。この項目に記載があることをもって、公表されるものではありません。

通知書の枠外上下余白部分に、特殊インキを用いて「NTA」（各12か所）を印刷しています。
(注) オンラインで送信する通知書には印刷されません。

(送付先)
100 - 0013
東京都千代田区霞が関3丁目1番1号
法人番号株式会社 御中



この「法人番号指定通知書」を印刷したものは原本ではありません。原本はデータファイルであるため、原本の提出が必要な場合はデータファイルをご利用ください。

令和3年4月1日



国 税 庁 長 官
(官 印 省 略)

法人番号指定通知書

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により、下記のとおり法人番号を指定したことを通知します。

記

法人番号 (13桁)		1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
法人番号の指定を受けた者※1	商 号 又 は 名 称	法人番号株式会社												
	本 店 又 は 主たる事務所の所在地	東京都千代田区霞が関3丁目1番1号												
	国内における 主たる事務所等の所在地※2													
法人番号指定年月日		令和3年4月1日												
国税庁法人番号公表サイトの表記※3	商 号 又 は 名 称	法人番号株式会社												
	本 店 又 は 主たる事務所の所在地	東京都千代田区霞が関3丁目1番1号												
	国内における 主たる事務所等の所在地※2													

※1 通知書作成日現在の情報に基づく表記です。

※2 法人番号の指定を受けた者が外国法人等の場合に記載しています。

※3 国税庁法人番号公表サイトでは、JIS 第1水準及び第2水準以外の文字を JIS 第1水準及び第2水準の文字に置換えしています。また、人格のない社団等については、あらかじめその代表者又は管理人の同意を得た場合に公表する表記です。

で囲っている箇所については、オンラインで送信する通知書には記載されません。
で囲っている箇所については、書面で送付する通知書には記載されません。

通知書の作成年月日を記載しています。

コピー機等で複写した場合、「複写」の文字が浮き出ます。
上下線にはマイクロ文字(「NTA」)を使用しています。
(注) NTA とは、National Tax Agency (国税庁) の略です。

「法人番号(13桁)」には、指定した13桁の法人番号を記載しています。

「法人番号の指定を受けた者」の内容は、通知書右上部に記載した、通知書の作成日現在で国税庁が保有している設立の登記情報や税務署への届出情報等(以下「登記情報等」といいます。)に基づいています。

- ・「商号又は名称」欄は、登記又は届出書類に記載されている商号又は名称を記載しています。
- ・「本店又は主たる事務所の所在地」欄は、登記又は届出書類に記載されている本店又は主たる事務所の所在地を記載しています。
- ・「国内における主たる事務所等の所在地」欄は、法人番号の指定を受けた者が外国法人等(国内に本店又は主たる事務所を有しない法人)の場合に、国内における事務所又は営業所の所在地を記載しています。

(注) この項目に記載している登記情報等に関して、登記の内容を確認する場合には、登記を申請した管轄の登記所にお尋ねください。